

記載例3

※転勤等により10月分まで徴収し、新勤務先で特別徴収を継続する場合（特別徴収継続）

現年度：令和8年度分を変更する場合
 新年度：令和9年度分を変更する場合
 両年度：令和8年度分と令和9年度分両方を

税額通知書の氏名の下
 の番号をご記入ください
 （受給者番号ではありません）

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
 給与特別徴収

令和 8 年 11 月 6 日		所在地 富山市新桜町7-38		特別徴収義務者の法人番号等と指定番号をご記入ください		年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
宛先 富山市長		フリガナ コウカイショウジ		特別徴収義務者指定番号 9 1 2 3 4 5 6 7 8		氏名番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8	
フリガナ オヤマ イロウ		フリガナ コウカイショウジ		所属 総務課		担当連絡先	
氏名 乙山 一郎		氏名又は名称 甲海商事 株式会社		氏名 甲海 春子		電話 443-2033	
旧姓		個人番号または法人番号 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9		電話 443-2033		内線	
フリガナ オヤマ イロウ		フリガナ コウカイショウジ		電話 443-2033		内線	
氏名 乙山 一郎		氏名又は名称 甲海商事 株式会社		電話 443-2033		内線	
56 年 7 月 8 日		特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収税額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	
4 5 6 7 8 9 1 0		6 月から 11 月まで		10 月まで 5 月まで		2026 年 11 月 20 日	
1 月 1 日 現在の住所 富山市新総曲輪1-7		税額を徴収した月と徴収済額をご記入ください		2026 年 11 月 20 日		1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
異動後の住所 □ 同上 金沢市広坂1-1-1		120,000 円		50,000 円		70,000 円	
1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	

姓が変わった場合は旧姓もご記入ください

税額を徴収した月と徴収済額をご記入ください

該当する事由の番号をご記入ください

内容について応答できる担当者の係・氏名・電話番号をご記入ください

上記住所に変更があった場合ご記入ください		特あり・なし		新しい勤務先へは、月割額 10,000 円を		11 月分 (12 月10日納入期限分) から	
2 3 4 5 6 7 新規		法人番号 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9		11 月分 (12 月10日納入期限分) から		徴収し、納入するよう連絡済み	
所在地 富山市今泉2 9 2		所在地 富山市今泉2 9 2		11 月分 (12 月10日納入期限分) から		特別徴収を開始する月と月割額をご記入ください	
フリガナ コウカイショウジ		フリガナ コウカイショウジ		11 月分 (12 月10日納入期限分) から		特別徴収を開始する月と月割額をご記入ください	
氏名又は名称 丙川商事 株式会社		氏名又は名称 丙川商事 株式会社		11 月分 (12 月10日納入期限分) から		特別徴収を開始する月と月割額をご記入ください	
2 3 4 5 6 7 新規		2 3 4 5 6 7 新規		11 月分 (12 月10日納入期限分) から		特別徴収を開始する月と月割額をご記入ください	
2 3 4 5 6 7 新規		2 3 4 5 6 7 新規		11 月分 (12 月10日納入期限分) から		特別徴収を開始する月と月割額をご記入ください	
2 3 4 5 6 7 新規		2 3 4 5 6 7 新規		11 月分 (12 月10日納入期限分) から		特別徴収を開始する月と月割額をご記入ください	

富山市の指定番号があればご記入ください

特別徴収を開始する月と月割額をご記入ください

2. 一括徴収の場合

理由 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため

理由 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

※必ず「1. 特別徴収継続の場合」を記入した状態で富山市にご提出ください
 ※記載のある項目をすべてご記入ください
 ※普通徴収から特別徴収へ切替える場合は、「特別徴収切替依頼書」をご提出ください(記載例4参照)

左記の一括徴収した税額は、
 月分
 納入します。
 納付書の要否についてご記入ください

3. 普通徴収の場合

理由 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため

理由 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

理由 3. 死亡による退職であるため